

自治体の取り組み

高知県における新たな 入札・契約制度への取り組み

高知県土木部建設管理課 課長補佐 浦田 博幸
うら た ひろゆき
浦田 博幸

1. はじめに

経済の長期的低落やいわゆる三位一体の改革のもとで、公共事業費は大きく減少したが、高知県においても例外ではなく（図）、加えて建設業者数にほとんど変化がないことにより、公共事業に大きく依存する高知県の建設業は供給過剰状態となり、厳しい経営環境にさらされている。また、厳しい経営環境を背景に、著しい低価格での受注が見られ、下請業者等へのしわ寄せや労働条件の悪化、安全対策の不徹底などが懸念されるようになった。

こうした状況の中で、これからの高知県の建設業の健全な発展を図るためには、公共工事における入札の透明性や競争性は確保しつつ、技術と経営に優れた企業、地域でがんばる企業が成長していける環境作り、良い仕事をした企業が報われる仕組み作りが喫緊の課題となってきた。

こうした課題の解決を目指して、平成15年12月に学識経験者、行政関係者、県内建設業者の代表および県民の代表をメンバーとして、「高知県入札・契約制度に関する検討委員会」が設置された。委員会での議論は公開とし、業界関係者を中心に多くの県民の方々が傍聴された。また、インターネットを活用し、委員の発言内容を公表する

とともに、関心の高い入札参加資格の企業評価方法については、広く県民から意見を求め、寄せられた多数の意見は委員会での議論に反映させた。

委員会は、延べ10回にわたり審議を行い、さまざまな視点から検討を重ね平成17年1月に高知県の入札・契約制度の改善について、次の基本方針のもと、提言がなされた。その概要を紹介する。

[基本方針]

- (1) 入札制度の透明性と競争性の確保を図る。
- (2) 技術力の高い企業、地域に貢献する企業を積極的に育成する環境を整備する。
- (3) 価格偏重の入札・契約制度を見直し、企業選定のプロセスにおいて技術力等による競争を導入する。
- (4) 下請へのしわ寄せや労働条件の悪化を招かない仕組みを作る。
- (5) 建設業は県内産業におけるウエイトが大きいことから、地域の経済と雇用を守る。
- (6) 発注者側の体制の充実を図り、工事の良好な品質を確保する。

2. 提言内容（主なもの）

- (1) 入札参加資格審査における企業評価方法
現行の経営事項審査は、完成工事高など経営面を重視した評価となっている。入札参加資格審査

評価項目（評価項目合計の上限500点）				
評価項目		内容・変更点等	加・減点	上・下限
1 技術に優れた企業に対する評価 (最大合計)+260点	①工事成績評定（現行）	企業の技術力を工事成績評定（最終請負金額1千万円以上の工事に適用）により評価する。多数の工事成績の平均で評価される事業者との均衡を図るため、実績が1件の場合は0.5を、2件の場合は0.7を加点に乗する（ただし、減点には乗しない）	平均点：加減点 85点以上：+120点 80点以上：+60点 70点以上：+0点 60点以上：-60点 60点未満：-120点	+120点～ -120点
	②優良工事表彰（新規）	企業の技術力を高知県優良建設工事施工者表彰実績により評価する	知事賞1件：+25点 優良賞1件：+15点	+50点
	③監理技術者数（新規）	企業の技術力を監理技術者数により評価する。ただし、雇用期間6カ月以上の者とする	監理技術者1人：+1点	+50点
	④技術研修の実施（新規）	全国土木施工管理技士会連合会の「継続学習制度（土木施工管理/CPDS）」における学習単位数を評価する。6単位（UNIT）で1点を加点	6単位（UNIT）：+1点	+20点
	⑤特許・実用新案（新規）	会社の企業力を特許権、実用新案権の取得の有無により評価する。ただし、土木一式工事関連の特許等とする	1件：+2点	+20点
2 経営に優れた企業に対する評価 (最大合計)+80点	①合併特例加算（現行）	企業の経営力を強化するために合併を行った企業を評価する。上位ランク付けのための合併を排し、対等合併を推進する 1 双方の企業の総合点数の差が10%以内で、相手方への出資額が資本額の20%未満であること 2 合併した年度および次年度の総合点数に5%を加点する	合併後存続会社の総合点数に乗して加点+5%	+50点
	②公共工事元請受注完成工事高（新規）	企業として総合力（工事施工管理能力）を必要とする公共工事での元請受注完成工事高を評価する	工事高1千万円：+1点	+30点
	③指名停止処分（新規）	県民や業界の信頼性を損なう行為を行い、指名停止処分を受けた企業を減点する	停止期間1月：-10点	-60点
3 社会と地域に貢献する企業 (最大合計)+160点	①ISO登録（現行）	環境保全等の推進のため、ISOマネジメントシステム審査登録を受けている企業を評価する。各10点 各15点に変更	9000S取得：+15点 14000S取得：+15点	+30点
	②従事職員数（新規）	経営に努力し地域の就業の場を確保する企業を従事職員数で評価する。ただし、雇用期間1年以上の者とする	従事職員1人：+1点	+50点
	③障害者雇用（新規）	障害者雇用を促進するため、法定雇用率である1.8%を超えて障害者を雇用する企業を評価する。ただし、雇用期間1年以上の者とする	+20点	+20点
	④災害協力（新規）	県の要請（緊急発注依頼書）に基づき、災害時の復旧工事等に貢献した企業を評価する	+20点	+20点
	⑤県産品の使用（新規）	高知県内産の木材およびコンクリート二次製品を使用した企業を評価する（H19から）	+20点	+20点
	⑥地域ボランティア（新規）	県の土木事業に関するボランティア事業（ふれあいの道づくり支援事業および河川・海岸美化活動）に登録し、活動を行った企業を評価する（H18から）	+20点	+20点

における企業評価（格付け認定基準）については、経営事項審査（客観点数）重視を見直し、技術力に優れた地域社会に貢献する企業を評価するための項目を地域点数（主観点数）として大きく反映させる必要がある。平成17年度の格付けから地域点数（主観点数）の項目を現行の3項目を14項

目（表）とすること（平成17年度格付けを実施した結果、客観点数の最大点は1,231点、主観点数の最大点は262点となった）。

また、今後も評価項目および評価点は固定化せず、それぞれの評価項目における指標の動向を検証しながら随時見直しを図ること。

(2) 発注方法および指名基準

発注方法については、工事の規模と内容に応じて適切な入札方式を適用する必要がある。県の現状を考えれば、一般競争入札、公募型指名競争入札および指名競争入札を併用しつつ、公募型指名競争入札等は、透明性が確保され技術力に優れた建設業者の入札参加を促すことから、適用範囲の拡大を図る必要がある。

また、技術力に優れた企業が育つ環境作りのため、公募型指名競争入札および指名競争入札の業者選定を行う際に、幅広い範囲から選定できることとし、各企業が上位ランクを目指し、切磋琢磨する仕組とすることが必要である。

併せて価格のみにとらわれない入札方式として総合評価落札方式やVE方式など、民間の技術力を活用した発注方法も積極的に取り入れること（公募型指名競争入札は、当該工事の施工に係る技術的適性を把握するため、指名業者の選定に先立って、一定の要件を定めて、公募により技術資料の提出を求め、その中から指名業者を選定する方式。高知県における公募型競争入札は、事前に定めた要件が厳しいこともあり、応募した業者のほとんどが指名業者となっている）。

今後の課題として(1)公募型指名競争入札においては、過去に良い仕事をしたなど技術力に優れた企業が優先して入札に参加できるような公募した後の指名選定（しぼり込み）制度を速やかに導入する必要がある。(2)建設業者の格付けや発注標準

による業者選定に代わる方法として、入札参加資格審査における企業の技術力に関する評価項目と、工事ごとに求められる技術力や過去の工事成績などにより企業を評価する仕組についても速やかに導入する必要がある。

(3) 技術力に優れた企業の入札参加機会の拡大
技術力に優れた企業とは、施工経験のある良い技術者がいることや、工事の施工実績があり、優良工事など過去の工事で良い成績をあげている企業である。

より技術的能力に優れた企業が育っていく環境設定として、入札参加資格審査や指名業者の選定などの段階ごとに評価基準を作ることが望ましいが、当面は、一般競争入札や公募型指名競争入札における入札参加条件に、企業の施工実績や配置予定技術者の施工経験などを設定する必要がある。

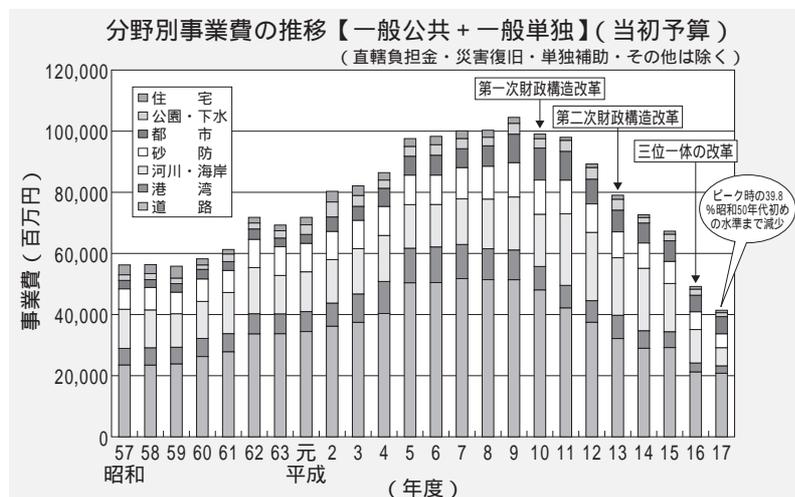
- ① CORINS等を利用して技術者の適正な配置の確認を行うこと。
- ② 一般競争入札や公募型指名競争入札における入札参加条件については、企業の施工実績や配置予定技術者の現場代理人、監理技術者または主任技術者としての施工経験など、より技術的能力の優れた企業が入札に参加できる条件を設定することを基本とすること。

今後の課題として、1)他の発注者と連携を図り、工事成績評定など各種のデータが蓄積された段階で、企業の技術者数や技術研修の受講状況など

必要な評価項目を入札参加条件に加えること。2)公募型指名競争入札においては、蓄積されたデータを活用して、優良な工事を実施するなど優れた企業を適切に評価できる方法に移行すること。

(4) 低入札価格調査制度

低入札価格調査制度は、高知県では請負対象金額が1億円以上の建設工事を対象に実施している。しかしながら、最近では過度の受注競争から、ダンピングまがいの



工事が横行し、品質の低下や下請へのしわ寄せなどが懸念されている。

このため、低入札価格調査制度を適用する工事において調査基準価格を下回る額で契約を締結した工事（以下「低入札工事」という）については、工事の品質を確保するため契約条件や工事のプロセス管理、下請業者の保護策を強化する必要がある。

- ① 低入札工事の適正な履行を確保するため、配置予定技術者を1名増員させること。
- ② 低入札工事の監督職員を追加し、現場に1名専任配置させること。
- ③ 低入札工事については、かし担保期間を延長し4年とすること。また、かし担保期間中は受注者において年1回現地確認を行い、発注者に報告を義務付けること。
- ④ 事後調査の結果、当初予定と実態が異なる場合には一定のペナルティを課すこと。
- ⑤ 低入札工事は、前払い金率を20%とするほか、短い間隔で工事の出来高を確認し、支払いも出来高に応じて請求が可能な出来高部分払制度を平成17年度から試行すること。
- ⑥ 下請代金支払状況等実態調査等を活用して、下請契約の締結状況や下請代金の支払状況の実態把握を行うこと。

(5) 最低制限価格制度における落札者の決定方法

高知県では、現在、1億円未満の建設工事に對して最低制限価格制度を適用しているが、近年、公共事業費が急激に減少する中で、受注の機会を得ようと最低制限価格での応札者が重なり、くじ引きによる落札決定が目立つようになってきている。これは、事前公表されている最低制限価格に頼りすぎるあまり、当該工事に対して適切に工事内容を把握し、適正に見積もりを行うことなく入札に臨んでいるのではないかと懸念されるところである。

このため、最低制限価格制度における落札者の

決定方法については、最低制限価格の事前公表の見直しも視野に入れて、安易にくじ引きによる落札決定を起こさない仕組みを検討する必要がある。

平成17年度は、最低制限価格を事前に公表せず、応札額の低いものから数社の平均応札額に応じて、予定価格に対する最低制限価格の率を3分の2から10分の8の範囲で決定していく方法を試行すること。

(6) 発注者の責務

公共工事は現在および将来における県民生活および経済活動の基盤となる社会資本を整備するものであり、その品質の確保は発注者の責務である。

県においても公共工事の発注にあたっては、その発注に係る工事の品質が確保されるよう設計書の作成や発注方法、工事の監督・検査などの発注関係事務を適切に実施し工事の品質確保に万全を期さなければならない。

また、工事の施工状況の評価等に関する資料が有効に活用されるよう保存に努めるとともに、必要な職員の配置や体制の整備に努めなければならない。

3. おわりに

高知県としては、今回、提言を受けた改善策を着実に実行に移していくことはもちろん必要であるが、現在、各自治体でも改革のためのさまざまな議論が行われているように、入札・契約制度はこれが最良と言えるものはなく、その時代に合った入札・契約制度の構築に向けて、常に制度の実効性を検証し、改善への継続的な取り組みを行っていくことが重要である。今後は、改善の対象になった項目を毎年数値でモニタリングするなどし、その項目を評価、公表するとともに、改めて制度を見直すという作業を継続的に行っていきたい。